

研究に係る不正調査等に関する規程

日本ビーシージー製造株式会社

制定 平成27年 3月 1日

改訂 平成28年 2月 1日

(目的)

第1条 この規程は、日本ビーシージー製造株式会社（以下「会社」という。）における全ての研究に係る不正が疑われる場合の調査等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 当規程における研究についての不正とは下記事項である。

イ 研究費の使用における不正

故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用、私的流用又は研究費の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用。

ロ 研究活動の不正

研究成果のねつ造、改ざん、研究成果発表にあたっての盗用、二重投稿、不適切なオーサーシップなどに代表される研究者倫理に反する行為。

2 当規程で用いられる用語の定義は以下の通りである。

イ 公的研究費

各省各庁、又は各省庁が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金

ロ 配分機関

競争的資金等を配分する機関

(告発等の窓口)

第3条 研究に係る不正行為に関し、社内外からの通報・告発・情報提供（以下「告発等」という。）の窓口をコンプライアンス委員会に設置する。

2 研究に係る不正がある、または不正の疑いがあると思料する者は、前項に規定する窓口で告発等するものとする。

3 「公的研究費及び公的研究費による研究活動取扱い規程」に規定するモニタリングチームが自らの職務において不正を知り得た時も、前項と同様に扱うものとする。

4 コンプライアンス委員会は、当該告発等について、社長に速やかに報告しなければならない。

(告発等の取扱い)

第4条 告発等は、原則として顕名によるものとする。ただし、匿名による告発等があった場合は、当該告発等の内容に応じ、顕名の告発等に準じて取扱う事ができる。

2 告発の意思を明示しない相談については、相談を受けた機関はその内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認められた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。

- 3 告発等の窓口の運営に当たっては、告発等の内容については守秘義務を守り、告発等を行った者（以下「告発者」という。）の保護を徹底するとともに、保護の内容を告発者へ通知しなければならない。また告発等の対象となった者（以下「被告発者」という。）に対しては、誹謗中傷等から保護する方策を講じなければならない。
- 4 悪意を持って虚偽の告発等を行ったものに対しては、会社として必要な法的措置をとる事ができるものとする。
- 5 告発等に関する取扱いについては、本規程に定めるものの他、「日本ビーシージーグループ コンプライアンス・プログラム」、「公益通報者保護法（平成16年法律第122号）」及び関係法令の定めるところによるものとする。

（告発等に基づく調査及び報告）

第5条 社長は、告発等を受け付けた場合は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し、調査の要否を判断する。

また、報道や外部機関からの指摘による場合、不正行為の疑いがインターネット上に掲載されていることを確認した場合も同様の取扱いとする。

- 2 社長は、調査が必要と判断した場合、第6条に規定する調査委員会を設置し調査させるものとする。
- 3 社長は、受け付けた告発等に基づき実施する措置の内容を、告発者及び被告発者に通知するものとする。ただし、告発等が匿名で行われた場合はこの限りではない。
- 4 告発の対象が公的研究費に係る場合、社長は、当条第1項の判断の結果を配分機関に報告する。

（告発等の受付によらないものの取扱い）

第6条 第3条第2項に規定する告発の意思を明示しない相談について、告発の意思表示がなされない場合にも、会社の判断で当該事案の調査を開始することができる。

- 2 不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているという告発・相談については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、被告発者に警告を行うものとする。
- 3 被告発者が会社に所属する者でないときは、被告発者の所属する機関に事案を回付することができる。また当該被告発者へ警告を行った場合は、被告発者の所属する機関に警告の内容等について通知する。

（不正調査委員会）

第7条 会社に、研究についての不正行為を調査するため、不正調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

- 2 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - 一、研究開発部門取締役
 - 二、経理部取締役
 - 三、被告発者が所属する部の長
 - 四、開発企画部長
 - 五、監査部門の長
 - 六、社外の弁護士・公認会計士等

七、その他、社長が指名する者

- 3 委員長は、研究開発部門取締役をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。
- 5 委員のうち、告発者及び被告発者と直接利害関係を有する委員は審議に加わることができない。

(異議申立て)

第8条 告発者及び被告発者は、第4条3項の通知を受けた日から14日以内に異議申し立てをすることができる。

- 2 調査委員会の構成に対する異議申し立てがあった場合、社長は、その内容が妥当であると判断した時には、当該異議申し立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(調査の実施)

第9条 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。

- 2 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。
- 3 調査委員会は、調査の実施に際し、必要な資料等の保全を要請することができる。
- 4 調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究または技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう秘密保持を徹底する。
- 5 調査事案が外部に漏えいした場合、会社は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により漏えいした場合は、本人の了解は不要とする。

(調査中における一時執行停止)

第10条 社長は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象の研究費の使用及び研究活動の停止を命ずることとする。

(不正の認定)

第11条 調査委員会は、調査内容について、不正が行われたか否かを告発等の受付から150日以内に認定し、社長に報告する。

- 2 不正が行われなかったと認定した場合であって、調査を通じて告発等が悪意に基づくものであることが判明した時は、調査委員会は併せてその旨の認定を行う。ただし、この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 社長は、調査結果を速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外の不正に関与したと認定されたものを含む）に通知する。
- 4 不正行為か否かの認定に当たっては、被告発者の自認を唯一の証拠とせず、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断すること。

(配分機関への報告及び調査への協力)

第12条 告発の対象が公的研究費に係る場合、社長は、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する

- 2 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。
- 3 前項のほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。
- 4 また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(不服申し立て)

第13条 不正が行われたと認定された被通報者等及び悪意に基づくものと認定された通報者（被通報者の不服申し立ての審査の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。）は、調査結果の通知を受けてから14日以内に不服申し立てをすることができる。

- 2 社長は、前項の不服申し立てについてその内容を確認し、必要があると認めたときは調査委員会に再調査を命じる。
- 3 社長は、不服申し立てについて、その趣旨が調査委員会の構成等その公正性に関わるものである場合には、当該調査委員会委員を交代させることができる。
- 4 調査委員会は、再調査を開始した場合は、不正が行われたと認定された被通報者等から不服申し立てがあったときは、原則として50日以内に、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申し立てがあったときは、原則として30日以内に調査結果を覆すか否かを決定し、社長に報告する。
- 5 社長は、前項の決定について、通報者及び被通報者等に通知する。

(結果の公表)

第14条 不正が行われたと認定された場合、社長は、速やかに調査結果を公表する。

- 2 公表する内容は、少なくとも不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、会社が公表までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれているものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属などを非公表とすることができる。
- 3 不正が行われなかったと認定された場合、社長は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものではない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。また、悪意に基づく通報との認定があったときは、通報者の氏名・所属を公表する。

(告発者及び被告発者に対する措置)

第15条 不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者に対し、会社は、就業規則に基づく処分等必要な措置を講ずるとともに、不正行為と認定された論文等の取下げを勧告する。

(準用)

第16条 当規程は、公的研究費の使用及び公的研究費による研究活動について不正が疑われる場合において準用する。

2 準用にあたっては、「社長」とあるのは「最高管理責任者」、「研究開発部門取締役」とあるのは「統括管理責任者」と読み替えるものとする。

(改廃)

第17条 当規程は、取締役会の決議による。

附則

本規程は、平成28年2月1日付で改訂する。